

第2章 犯罪被害者等のための 具体的施策

第1節 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施する施策》

(1) 交通事故被害者への相談対応

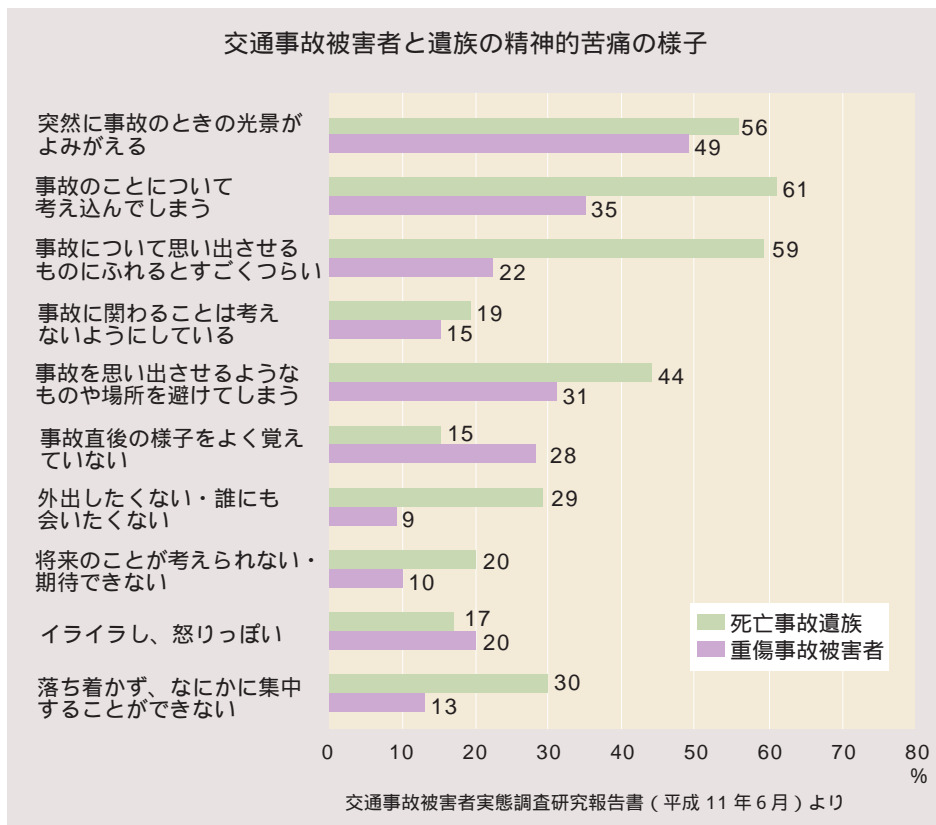
各都道府県警察本部及び警察署において、交通事故相談として、「交通相談係」の表示を掲げ、相談窓口を設置し、交通事故の当事者からの相談に応じて、

- ・ 保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・ 被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・ 各種相談窓口、被害者支援組織、カウン

セリング機関の紹介
・ 示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続等の一般的事項の説明
等を実施している。

都道府県交通安全活動推進センターにおいて、職員のほか、弁護士、カウンセラー等を相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談のほか、交通事故による精神的被害の回復に関する交通事故被害者、遺族からの相談に応じ、適切な助言を行っている。

また、交通事故等の被害者等から、当該交



出典：警察庁ホームページ